



発行所 岡垣町役場
責任者 岡垣町長 俵口静江
印刷所 有限会社 大和印刷所
電話 東郷 27番

町営住宅申込受付
二月二十五日より
三月十五日まで

目次
議会だより 1頁
三税の納税期迫る 1頁
小、中学校卒業式 1頁
社会福祉協議会へ香典返しを寄贈 1頁
年度末滞納整理月間 1頁
町営住宅申込受付 1頁
農業構造改善事業について(二) 2頁
国民年金法の一部を改正するについて 2頁
保険証がかわります 2頁
八幡製鉄の遺族年金 3頁
九周年を迎える岡垣町保育園 3頁
人間の一生 3頁
選挙について(三) 4頁
民法(抄三) 4頁
郡駅伝成績 4頁
海老津青果市場の移転 4頁

議会だより

第一回臨時町議会を一月二四日午前九時四十分、岡垣町議会議事堂に招集し、次の議案を議決した。

議案第一号 岡垣町助役の選任について 糠塚、野田武(収入役)を助役に選任した。

議案第二号 一部事務組合を設けることについて
○環境衛生施設に関する事務を共同で処理するため、中間市並びに遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀村とで一部事務組合を設け、その組合規約を定めた

議案第三号 人権擁護委員の推薦について
○昭和三十八年一月三十一日付をもって松丸繁氏が任期満了につき、新に戸切、石田一雄氏を推薦し、議会の同意を求めた。

第二回臨時町議会を一月二十四日午前九時四十分、岡垣町議会議事堂に招集し、次の議案を議決した。

議案第四号 岡垣町収入役の選任について
○三吉、野中正利(税務課長)

を収入役に選任した。
議案第五号

昭和三十七年度岡垣町歳入歳出追加更正予算
○追加更正予算額七百七拾万七千四百九拾九円也に議決
九拾九円也に議決

議案第六号 行政事務の嘱託について
○行政事務嘱託条例により一月二十四日迄届出があった左記の区長の承認を求めた。

- 三吉 木原 金久、再任
手吉 藤岡隆敏、新任
原野 太田信英、再任
新松原 占部二夫、新任
元松原 吉田主税、新任
西黒山 高野 悍、新任
入院中代理者平井直敏
緑ヶ丘 毛利 貢、新任
西山田 入部正二、新任
高倉 早川正躬、新任
野間 高山順元、新任
湯川 中川豊造、新任
上畑 神谷孝助、新任
波津 佐々木栄、再任
東山 赤松禮憲、再任
山田 石田甚十、新任
新海老津 松本利雄、新任
上高倉 安部寅雄、新任

三税の納税申告期迫る

・共同納税相談会開催・

申告制度によって納税されている、国税(所得税)・県税(事業税)・町税(住民税)の申告について、納税者の便宜をはかるため、税務署と財務事務所及び町の税務課が共同で、次の日程により相談会を開きますので御利用下さい。なお、当日申告用紙を持参になれば書方などの指導をすることも、所得税については同時に納税もできることになっております。

- 日程
1、日時 3月4日・5日・6日・11日 毎日午前10時から午後4時まで
2、場所 岡垣町役場

※事業税・住民税については、何等かの理由で上記4日間の中においてができなかった方のため、特に3月18日に相談会を開いて申告を受け付けることにしています。

- 申告期限
1、所得税 3月15日 2、事業税 3月20日 3、住民税 3月20日

- その他参考事項
1、期限までに申告が終らないと各種の控除が認められないばかりでなく無申告加算税を追徴されることがあります。
2、所得税については、3月15日まで納税をすまされないと延滞税がかかります。(税務課)

年度末滞納整理月間
村税(国保税も)
の滞納は三月末迄に完納して下さい
(税務課・住民課)

社会福祉協議会へ香典返しを寄贈
金巻封
百合野 花田ヨシノ氏より
亡母 花田ミネヨ氏(七十三才)の香典返し
昭和三十七年十一月死亡
小、中学校卒業式
三月十八日十時から岡垣中学校
三月十九日十時 戸切小学校
三月十九日十時 吉木小学校
三月二十日十時 山田小学校
三月二十日十時 内浦小学校

農業構造改善事業について (二)

第三は技術環境の変化である。農業技術は、かつての栽培技術飼育技術にみるような、生物だけを相手とするせまい領域のものでなくなり、戦後機械工業、化学工業などの発達に支えられて、大きな躍進をとげつつあるトラクター、空冷エンジン、全自動脱穀機、通風乾燥機、それから各種農薬や除草剤と数えれば限りがない。作物乾燥剤や蒸発抑制剤、また近く実用化を期待される田植機とか、小型コンバイン等もこれに加えてよいかも知れない。政府が昨年頃から大々的に進めようとして居るヘリコプターの薬剤散布、自動給飼給水装置、スピードスプレヤー、選果場の機械化、オートメーション化などいろいろなものが出現して居る。

二、古い農業から新しい農業へ

こうして農業をとりまく諸環境は、市場環境、雇用環境、技術環境もみんな大きく変わりつつある。しかもそのテンポは早く、激しく、全く面喰ったかっこうである。面喰ったではすまされず外から圧迫され、自己にめざめた若い世代によって内からも突きあげられて、古い形が崩れだんぐり、蜂の巣をつぶしたような格好になって来た。ではどうすればよいのか、むしろその解答は容易ではない。だが一口で言えば、こうした環境について行けるだけの、強靱で近代的な農業の骨組をつくり変えてゆく事に外ならない。本町の宿願である農協合併等まで進んで行かねばならぬ第一の問題である。市場環境の変化に應ずるには、専業化や、主産地の形成である雇用環境の変化に應ずるには、機械化や省力技術を入れて農作業を思いきり効率化し、人間単位の労働節約が講じられなければならない。技術環境の変化には、経営の規模を広げるなり、或は多数の経営

が集团的に生産行程を管理するなりして、技術の受入態勢ととのえ技術が経営のなかに定着するようにしなければならぬ。このように変わりつつある環境条件に合わせて、農業の骨組を作り直す事が農業の構造改善である。従って構造改善は先ず個々の農家の経営改善にはじまり、一部落なり、一市町村なり、一県なりの広い土俵の上で全体としての農業構造の問題を解決してゆくことにならう。これがつまり地域農業の構造改善である。

三、構造改善施策の輪郭

- 政府が考えて居る施策を要約すれば、
- 家族農業経営の自立経営の育成
 - 農業生産の協業の助長
 - 選択的拡大の基礎にたつ主産地の形成などで、計画内容としては
 - ① 農業機械化、土地基盤整備などによる「労働条件の飛躍的向上」
 - ② 適地適産、主産地形成等による生産の選択的拡大を大きな眼目として、つぎのような事があげられて居る。
 - ① 多頭羽飼養、集団栽培など、経営の規模拡大に関する事項
 - ② 圃場、農道の整備、かんがい排水施設、農用地の集団化、農地、草地、樹園地の造成など、生産基盤の整備開発に関する事項
 - ③ 農業の機械化に関する事項
 - ④ 農産物、又は飼料などの生産収穫調整、乾燥貯蔵のための大規模農業施設、および家畜の飼養管理施設に関する事項
 - ⑤ 農産物の選別出荷、処理加工のための企業販売改善施設に関する事項
 - ⑥ 環境整備に関する事項
- 等であるが、限られた国の予算の中で、濃厚な助成と指導を加えてゆくには、本町の場合でも

ある特定の地域を選定して、こゝに濃密な指導を行う事になるが、選択的拡大の基礎にたつ主産地形成とは常緑果樹と水稻の結びつき、或は何れかの専業化、或は水稲と養鶏の結びつき又は何れかの専業化。

或は果樹と養鶏の結びつき等が考えられるが、地域指定と今書

国民年金法の一部を改正する

法律案について

国民年金につきましては各区の年金委員各位の御協力により、着々その実をあげていることは誠に感謝にたえません。

国民年金の根本である国民年金法につきましては、その改正案が一月二十五日、閣議決定を目前に開会中の第四三回通常国会に提出されることになりましたのでお知らせ致します。

なお、改正の要点は、次のとおりでありますから御承知下さい

一、改正の趣旨

福祉年金についてはその内容の改善を図るため、年金額を引上げるとともに、支給制限の緩和を図ること。

二、改正の要点

- 1、年金額の引上げ
 - ① 老齢福祉年金
 - 老齢福祉年金の額を一三、二〇〇円に引き上げること
 - ② 障害福祉年金
 - 障害福祉年金の額を二一、六〇〇円に引き上げること
 - ③ 母子及準母子福祉年金
 - 母子及準母子福祉年金の額を一五、六〇〇円に引上げること
- 2、支給制限の緩和
 - ① 受給権者の所得による、制限の緩和
 - 受給権者の所得による、福祉年金の支給停止の基準額を十八万円に引き上げること。
 - ② 扶養義務者の所得による制限の緩和
 - 受給権者の生計を維持する扶

いた基幹作目の選定が今後、本町の農業振興や農政に及ぼす影響の重大さを考える時、私達はあくまで慎重に処理しなければならぬ事を痛感して居ます。

一九六三、一 農業振興課

養義務者の、所得による福祉年金支給停止の基準額を六〇万円に引き上げること。

3、その他

- ① 母子福祉年金の支給要件となり、又は加算の対象となる子が重病の廃疾の状態に有るときは、その子の制限年令を二〇才未満に引き上げること
- ② 準母子福祉年金についても、同様とすること。
- ③ 高齢任意加入被保険者で、被用者年金制度に加入したため被保険者の資格を喪失したものであるについては、その子の制限年令を二〇才未満に引き上げること。
- ④ 母子年金及準母子年金の公的年金との併給調整による、支給制限の緩和を図り、一五、六〇〇円(加算の対象となる子、孫または、弟妹がいるときは、一人につき四、八〇〇円を加算した額)まで支給出来ることとする。

4、施行期日

この改正法律は、昭和三十八年九月一日から改正することをお国民年金のことにつき疑義の方は各区(部落)の年金委員か岡垣町役場住民課までおいで下さい。

なお各区の年金委員の氏名は次の通りです。(次頁へ続く)

保険証がかわります

昭和三十八年四月一日において、岡垣町国民健康保険の被保険者証(保険証)が更新されます。

吉木記	石田 静江	西山田	武田 達男
三吉	深田きよみ	東山田	赤松 樽憲
手野	副田 猛雄	東松原	高島 津守
内浦	太田 信英	高陽	中谷 茂
原	長畑 光子	戸切河内	石田 一郎
波津	刀根 作市	戸切百合野	繩手豊太郎
湯川	宗岡 光生	戸切白谷	不破 英三
新松原	中川 豊造	上海老津	水田 芳住
元松原	広渡 重郎	東海老津	野田 喜六
西黒山	広渡 一敬	新海老津	大和丑太郎
東黒山	吉田 健蔵	海老津	柴田 正彦
糠塚	梅野 繁雄	上高倉	木原 寿雄
山田	石松 広義	高倉	神谷 憲明
緑ヶ丘	内本 法麟	野間	小早川節子
	長瀬 金治		早苗 五郎
			八波 豊喜

国民年金の母子年金をもらっています

八幡製鉄の遺族年金

任意加入者であった戸畑市丸町一丁目、林アヤさんは国民年金制度についてこうかたっています。

林さん談

私は去る六月に夫を病で亡くし後に子供四人とともに取り残され、今からさきのことについて途方に暮れていました。

それは夫の病が一年以上もわづらつていましたので会社の退職金も殆んど使い果たし収入の道は、夫が二十有余年働いていた八幡製鉄からの遺族年金と長女の僅かばかりの収入にたよるよりほかに道がなかったのです。

それで昨年国民年金ができた当時老後にそなえて話し合せて加入していた国民年金の保険料も納めることが難しくなってきたので、近所の方も余り入っていないことだと思ひ市役所に(7月分)の保険料を持って相談にまいりましたところ「あなたの場合は保険料は一年以上入っており十八才以下の子供さんがおられるから母子年金が受けられますよ、それでこの請求を下さい。」と市役所の係の方が親切に教えてもらい全部の手続きをしていただいたときは夢ではないかと思つたくらい、本当に有難いことでした。

このことを家に帰り早速子供たちと話ししましたところ、今まで

家族全部が沈んだ心でいたのでしたがそれで何か晴れ晴れとなった気持ちになり、学校を中途でやめて働きに行くといつていた子供は元気に学校に行くようになり何にもわからない暗闇の中で一点の光を見出しそれがどんどん大きくなっていくような気持ちでした。これで私をはじめ子供たちも今暫くの辛抱だ頑張つて、と勇気づけられました。

私は国民年金ができたときはそれがどんなものか全然わかりませんでした。夫が会社の方から歳とったときによいらしいという噂を聞いて帰つてそして詳しく知るために市役所に行つて説明していただけてから、近所の人ばかり入つてなかつたのですが、私だけは歳老いたときにくらかでも自分の年金が貰えればという気持ちで加入していたものでしたが、こんなに早く国民年金のお世話になろうとは思つてもおりませんでした。

このように思いがけないものがいただけのようになつたことは、私たち家族一同の者を勇気づけ、そのうえ私自身は歳老いたときに老令年金が受けられるという実に心強い支えとなつて私たちの生活の中に入つてきました。

以上林さんの談話を載せました。岡垣町の住民の方の中にもこのような母子年金を受けてお

ります。

九周年を迎える岡垣町立保育園

本年十月に開園九周年を迎えますが本年度までに約三百人の卒園児を町内各小学校に送り出し

ております。現在は三才未満児(準幼児)十名、三才以上学令迄の幼児七十名計八十名の定員で保育に欠ける家庭の幼児を五人の保育と一人の給食婦が母親に代り保育しております。

保育料は各家庭の収入状況、納税額等により六段階に別れております。

保育の内容は幼児の生活指導に重点をおき健康で円満な社会性豊かな創造性を持つ明るい子供



面をかく、字を覚える等就学に必要な知的発達社会性とを身につける様に指導しております。給食は体位の向上と偏食の矯正を目的に準幼児(三才未満)は午前午後二回のお八つと昼食給食、幼児(三才以上)は午後一回のお八つと副食給食を実施しております。

準幼児月額約九百円、幼児約五百円の給食費は保育料の中から支払われている。家庭では不規則に甘いものばかりを食べていた者が保育所に来れば決った時間に栄養のバランスのとれた給食を与えられるのでめき、体重が増し顔色が良くなって各家庭から喜ばれております。

このように常に家庭と連絡をとり乍ら或る時は優しく或る時はきびしく愛情深く経験豊かな保育に見守られ乍ら保育されております。

以上の様な事業内容の町立保育所は先に児童福祉法第三十九条により保育に欠ける乳幼児を日々保育する事を目的として設置され毎年国から約九十万円県から約十二万円の補助金を受給している厚生省認可の児童福祉施設であります。

両親共稼ぎ、商店等で忙しい母親の出産前後、家庭に病人がある、家庭の災害、その他の理由により児童の保育に欠ける家庭では地区民生委員を通じて役場民生課に入所申請手続きをして下さい。(写真は保育園の給食風景)

人間の一生

昭和三十六年中に日本全国で起つた、出生、死亡等について調べてみると、

出生 二〇秒に一人

(内訳) 男 三九秒に一人
女 四一秒に一人

死亡 四五秒に一人

(内訳) 男 一分二五秒に一人
女 一分三八秒に一人

自然増加 三五秒に一人

一日八八七人

乳児の死亡 一分三四秒に一人
死産 二分五五秒に一人
結婚 三五秒に一人

離婚 婚 七分三七秒に一組

死亡の年令 十四才以下 七分二二秒に

十五才一六四才 二分五秒に

六五才以上 一分二五秒に一人

死因別では

脳卒中 三分二三秒に一人

がん 五分二八秒

心臓病 七分四八秒

老衰 九分三六秒

事故死 一分四四秒

肺炎や気管支炎 一分三七秒に一人

自殺 二九分 三秒

選挙について

四月十七日に県知事、県会議員の、四月三十日に町会議員の選挙が行われ、参議員の補欠選挙もその前にされるといわれているので、選挙運動や違反行為を列挙します。×印は違反行為です。

選挙運動のできる期間・意味

○ 選挙運動とは、特定の候補者を当選させるよう選挙人に働きかける、候補者自身及び運動員の行為

○ 選挙運動は候補者が立候補の届出を済ませた日から投票日の前日までできる。

× 右の期間以外の——届出前の選挙運動は一切禁止

× 未成年者の選挙運動

○ 選挙事務所は一箇所設置できる。

× 選挙運動の休憩所は禁止
 ○ 乗車定員十人以下の自動車は使用できる。勿論自転車も
 × 走行中の自動車上では選挙運動はできぬ。連呼も、手を振ることも、頭を下げるような挨拶行為もできない。

戸別訪問

× だれでも選挙運動のために二戸以上の選挙人宅を訪問することはできぬ。

× 訪問とは、家の中に入らず軒下で面接しても、相手が不在であっても訪問になる。

× 候補者や運動員が、署名運動をするともに戸別に訪問したもの。

× 選挙運動のため、戸別に演説会の開催や候補者の氏名を言い歩くこと。

飲食物の提供

○ お茶や茶うけ菓子又は、運動員や労務者に対しての弁当は一定の制限内で認められる
 × 陣中見舞として酒、多量の果物等を候補者に贈った者。

連呼行為

× 候補者の氏名等同じ内容の短い言葉を連続してくりかえ

し呼び廻ることは禁止
 ○ 但し演説会場や街頭演説の場所ではよい

文書の配布・掲示

× 選挙用の表示のない葉書使用
 × 候補者の氏名、経歴、抱負等を記載したビラ等の配布
 × 検印のないポスターをはった者
 × 候補者の氏名、政見を大書した立看板を街頭に立てた者

演説会等

× 公共の建物、汽車、電車、バス、停車場、病院での演説
 × 午後九時から翌日の午前六時までの演説
 × 有線放送使用の選挙運動

買収

× 有権者多数を料亭等に招いて、投票依頼をし酒肴をふるまった者
 × 旅行や映画等に招待した者
 × 部落会、同好会等の会合に酒肴をもって投票依頼した者

利害誘導

× 投票すれば、寄附をするとか、借金を帳消しするとか、勤めを世話する等誘導した者

選挙の自由妨害

× 選挙人、候補者、運動員等に威力を加えたり、集会、演説の妨害、利害関係を利用した威圧は処罰される
 × 反対候補者のポスターを破ったり、ひげ等書いて損傷した者

自由にやれる選挙運動

○ 自分の推す候補者の選挙事務所に行き事務を手伝うとか演説会で応援演説をするとかはできる
 ○ 電話で投票を依頼することは自由
 ○ 道で偶然出会った知人等に投票を頼むことも自由です。

公明化について

公明選挙ということとは、違反をするなということばかりでなく、縁故、買収等によって自身をけがすことなく、きれいな選挙で、明るい政治に参加するということだ。

な選挙で、明るい政治に参加するということだ。憲法十五条に保障されている投票の秘密は確然と保持されています。折角身につけた投票の自由を有権者一人一人よく認識して、立派な民主主義を育てて下さい。

民法 (抄三)

第四編 親族 第一章 総則

第七百二十五条 左に掲げる者は、これを親族とする。

一、六親等内の血族

二、配偶者

三、三親等内の姻族

第七百三十条 直系血族及び同居の親族は互に扶け合わなければならぬ。

第二章 婚姻

第七百三十一条 男は、満十八才に、女は、満十六才にならなければ、婚姻をすることができない。

第七百三十九条 婚姻は、戸籍法の定めるところにより、これを届け出ることによって、その効力を生ずる。

第七百五十二条 夫婦は同居し、互に協力し扶養しなければならぬ。

第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす

第七百六十一条 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者との法律行為をしたときは、他の一方はこれによって生じた債務について、連帯してその責に任ずる。但し、才三者に對し、責に任じない旨を予告した場合はこの限りではない

第三章 親子 第四章 親権

第八百九条 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子たる身分を取得する。

第八百八十八条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。子が養子であるときは、養親の親権に服する。

親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。但し父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方がこれを行う。

第八百二十条 親権を行う者は子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第六百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養する義務がある。

家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

郡駅伝で

岡垣Aチーム優勝

岡垣Bチーム準優勝

一月二十七日郡の駅伝大会を岡垣町で実施、当日は一番寒い日で、全コースが凍りついていたので、急にコースを変更し、一、四区吉木―内浦農協前、二、三五、六区は吉木―波津漁協前折り返して競う。

郡駅伝成績表

Aチーム 岡垣町、水巻町、芦屋町、遠賀村の順
 Bチーム 遠賀村、岡垣町、水巻の順
 区間賞 二村正英君(糠塚) 戒能杉雄君(吉木) が区間賞をとる。

郡市対抗青年駅伝

二月十日福岡市役所前から久留米までの間で才十一回県の郡市対抗駅伝があり、遠賀郡チームは二十チーム中十三位になる。岡垣町からの出場選手は二村正英(糠塚)石橋健次(東海老津)武内忠義(野間)小野実男(西黒山)。

二月二十四日は福岡市平和台前から志賀島一周のフクニチ駅伝に岡垣町チームも出場する。

海老津青果市場の移転

海老津青果市場は昭和十七年に開設、町内農産物の集荷販売に努力して来たが、他市場の競争や町内消費面の不振等で、経営困難に陥っていた所、近來一般の好転と市場たる使命遂行のため、来る四月一日国道筋俣口石油店隣に移転し、内容の刷新拡充をはかるようになったので生産者の御利用を要望する。